農林水産省共済組合定款の一部変更について

農林水産省共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

平成25年３月29日

農林水産省共済組合代表者
農林水産大臣　林　芳正

第17条第１項第６号中「結婚手当金」を「出産費附加金」に改め、同項第７号中「入院附加金」を「家族出産費附加金」に改める。

第18条第１号中「25,000円」を「25,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」に改め、同条第２号中「当該」を「これらの規定により支給される」に、「50,000円」を「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」に改める。

第22条中「休職になった日から３年」を「傷病手当金附加金支給開始後６月」に改める。

第23条及び第24条を次のように改める。

（出産費附加金）

第23条　法第61条第１項の規定により出産費を支給する場合は、40,000円を出産費附加金として支給する。

（家族出産費附加金）

第24条　法第61条第３項の規定により家族出産費を支給する場合は、40,000円を家族出産費附加金として支給する。

第29条第１項の表中「41.15/1,000」を「45.00/1,000」に、「5.70/1,000」を「5.94/1,000」に、「38.10/1,000」を「42.24/1,000」に、「44.20/1,000」を「47.76/1,000」に、「82.30/1,000」を「90.00/1,000」に、「11.40/1,000」を「11.88/1,000」に改め、同条第２項の表中「41.15/1,000」を「45.00/1,000」に、「5.70/1,000」を「5.94/1,000」に、「44.20/1,000」を「47.76/1,000」に改める。

附則第３条中「、第21条及び第23条」を「及び第21条」に改める。

附則第４条中「変更後の第24条の規定」を「入院附加金」に改める。

附則第６条第１項第１号中「25,000円」を「25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」に改め、同項第２号中「50,000円」を「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」に改める。

附　則

1　この変更は、平成25年４月１日から施行する。

2　この変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、手当若しくは薬剤の支給又は訪問看護（以下「診療等」という。）に係る変更前の第18条の規定による家族療養費附加金若しくは家族訪問看護療養費附加金又は附則第６条の規定による一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。

3　変更後の第18条第１号及び附則第６条第１項第１号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年９月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「25,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」及び「25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」とあるのは「25,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「30,000円」と、診療等の行われた日が平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「40,000円」とする。

4　変更後の第18条第２号及び附則第６条第１項第２号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年９月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」及び「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」とあるのは「50,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「100,000円」とあるのは「60,000円」と、診療等の行われた日が平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「100,000円」とあるのは「80,000円」とする。

5　変更後の第22条の規定は施行日以後に療養のため引き続き勤務に服することができない状態となった日（以下「休業開始日」という。）がある場合について適用し、施行日前に休業開始日がある場合については、なお従前の例による。ただし、休業開始日が平成25年４月１日から平成26年３月31日までの間にある場合における変更後の第22条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、同条中「６月」とあるのは、「12月」とする。

6　変更後の第23条及び24条の規定は、出産の日が平成26年４月１日以後である組合員及び組合員であった者について適用する。

7　施行日前に婚姻をした場合（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となった場合を含む。次項において同じ。）における結婚手当金の支給については、なお従前の例による。

8　施行日から平成26年３月31日までの間に婚姻をした場合については、40,000円を結婚手当金として支給するものとする。

9　組合員が施行日前に入院し、かつ、施行日以後も引き続き入院した場合における入院附加金の支給については、なお従前の例による。

10　変更後の第29条第１項及び第２項の規定は、平成25年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年六月二十日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年四月十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年三月十五日
掲載頁　九十貢（号外第五十三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年四月二日
掲載頁　五十八貢（号外第七十一号）

平成二十五年四月二十四日
東京都足立区小台一丁目三番一号
（甲）田島ルーフィング株式会社
代表取締役　田島　国雄
東京都千代田区岩本町三丁目一一番一三号
（乙）田島緑化株式会社
代表取締役　淺井　孝治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月二十四日
東京都目黒区上目黒一丁目一六番一一号
（甲）ＡＰハウス合同会社
代表社員　照井　孝雄
東京都目黒区上目黒一丁目一六番一一号
（乙）ＡＰＦトラスト合同会社
代表社員　照井　孝雄